

第116回

経団連

労働法フォーラム

2018年7月26日(木)・27日(金)

- ◆会場：経団連会館 2階 国際会議場
- ◆主催：日本経済団体連合会・経団連事業サービス
- ◆協賛：経営法曹会議

多様な雇用形態の処遇改善を目的とする同一労働同一賃金の実現や、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど職場のハラスメント防止の強化などが重要な政策課題となっている今、企業はその対応に迫られています。

そこで、第116回労働法フォーラムでは、企業が直面しているこれらの課題について、人事労務分野を専門として企業側の立場で活躍する経営法曹会議の弁護士から、関連する法律や最近の裁判例の押さえておくべきポイント等について報告するとともに、参加者の皆様から寄せられた質問をもとに、企業実務上の適切な対応策について、総勢30名の弁護士による討議を行います。

また、時間外労働の上限規制などが盛り込まれた労働基準法改正法案の動向についても解説します。

第1テーマ

◇均等・均衡待遇に関する労務管理

～同一労働同一賃金ガイドライン案と長澤運輸最高裁判決を踏まえて～

現在国会で審議中の働き方改革関連法案が成立した後に正式なガイドラインとして確定する「同一労働同一賃金ガイドライン案」に沿って、今後、企業は短時間労働者、有期雇用労働者をどのように処遇すべきか、最近の裁判例（ハマキョウレックス事件、日本郵便事件等）を参考にしつつ、報告・討議を行います。特に定年後再雇用者の処遇については、長澤運輸最高裁判決を踏まえて解説します。

第2テーマ

◇企業が押さえておくべきハラスメント防止対策

従業員が健康で意欲をもって働けるよう、企業には、長時間労働の是正やメンタルヘルス対策のみならず、職場におけるハラスメント防止対策が求められています。

そこで、最近の関係法の指針や裁判例等も踏まえ、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントなど、職場におけるハラスメント防止に向けて企業が取り組むべき対策について報告・討議を行います。

▶第1日 2018年7月26日(木)

9:25～ 9:30 ガイダンス

9:30～12:10
(途中休憩あり)

報告 I 沢崎 敦一 弁護士 (アンダーソン・毛利・友常法律事務所)

均等・均衡待遇に関する労務管理 ～同一労働同一賃金ガイドライン案と長澤運輸最高裁判決を踏まえて～

- 正社員と有期雇用労働者、短時間労働者との均衡・均等
(基本給、賞与、各種手当、福利厚生等の取扱い)
- 定年後再雇用者の処遇
(長澤運輸最高裁判決を踏まえた解説)
- 同一労働同一賃金ガイドライン案
- 実務対応における検討の手順

さわさきのぶひと
沢崎 敦一 弁護士
(第二東京弁護士会)

1999年 東京大学法学部卒
2001年 司法試験合格(第54期)
弁護士登録
アンダーソン・毛利・友常
法律事務所入所
2011年 パートナー就任

12:10～13:30 昼食

13:30～16:00
(途中休憩あり)

参加者から寄せられた質問に対する討議

16:05～16:50

講演 (講演者:調整中)

「労働基準法改正法案の動向」(仮題)

質問の受付

- *事前および当日の質問は、「労働法フォーラムに関する質問専用WEBサイト」で受付けます。質問の記入要領は、参加申込者に対して別途ご連絡いたします。
- *なお、質問は記入要領ご連絡以降受付を開始し、第1日のテーマに関する質問は第1日の12:20まで、第2日のテーマに関する質問は第2日の12:20までお受けいたします。

○募集要項

日時 2018年7月26日(木) 9:25～16:50
2018年7月27日(金) 9:25～16:30

場所 経団連会館 2階 国際会議場
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-3-2
TEL: 03-6741-0222

定員 380名

申込方法 参加申込書に所定事項をご記入の上、経団連事業サービス研修グループ宛にファクシミリ(03-6741-0052)にてお申込みください
受付後、「請求書」と「参加証」をお送りいたします
※ホームページからもお申込みいただくことができます

申込締切 2018年7月18日(水)
定員になり次第、締め切らせていただきます

参加費 経団連会員: 48,600円
(45,000円+消費税3,600円)
一般: 59,400円
(55,000円+消費税4,400円)

※いずれも資料代、昼食代含む

※経団連団体会員(業種団体・地方別経済団体)の
会員企業の方は会員価格でご参加いただけます

支払方法 参加費は原則として銀行振込でお願いいたします
(振込手数料はご負担ください)
締切日後(7月19日(木))以降のキャンセルおよび当日のご欠席は、参加費全額を申し受けます
(資料を後日ご送付)

▶第2日 2018年7月27日(金)

9:25～ 9:30 ガイダンス

9:30～12:10
(途中休憩あり)

報告Ⅱ 木村 恵子 弁護士 (安西法律事務所)

企業が押さえておくべきハラスメント防止対策

- ハラスメントをめぐる昨今の状況
- 職場のハラスメントについて
 - ・セクシュアルハラスメント
 - ・妊娠・出産、産前産後休業、育児休業等に関するハラスメント
 - ・パワーハラスメント
- 企業がとるべきハラスメント防止対策の留意点
 - ・ハラスメントと懲戒処分
 - ・再発防止の留意点

きむら けいこ
木村 恵子 弁護士
(第一東京弁護士会)

1994年 慶應義塾大学法学部卒
2002年 司法試験合格(第55期)
弁護士登録
安西・外井法律事務所
(現 安西法律事務所) 入所

12:10～13:30 昼食

13:30～16:30
(途中休憩あり)

参加者から寄せられた質問に対する討議

- ・上記の報告内容はいずれも現段階のものであり、変更となる可能性があります。
- ・経団連および経団連事業サービスでは5月1日から9月30日までの間、クールビズを実施しております。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

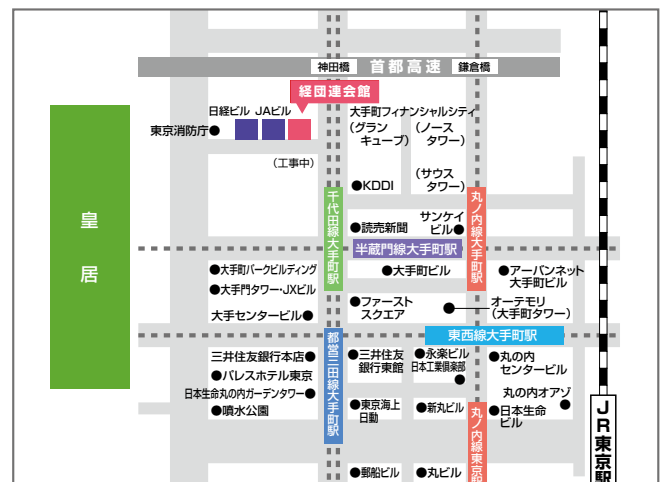
○会場ご案内

電車

- ・東京メトロ「大手町」駅下車C2b出口直結

駐車場について

- ・地下2階に有料の駐車場がございますが、駐車台数には限りがございます。できるだけ公共交通機関をご利用の上、ご来場ください



お申込み・お問合せ先

経団連事業サービス 研修グループ 〒100-8187 東京都千代田区大手町1-3-2 経団連会館19階
TEL: 03-6741-0042 FAX: 03-6741-0052
<http://www.keidanren-jigyoservice.or.jp/>



FAX:03-6741-0052

経団連事業サービス 研修グループ 行

第116回「経団連労働法フォーラム」参加申込書

ご記入日 2018年 月 日

会社・団体名		
所属団体がございましたら○で囲んでください 経団連 業種別団体 地方別経済団体		業種別団体名 地方別経済団体名
連絡先住所 〒		
TEL		FAX
メールアドレス（必ずご記入ください）		
申込担当者		所属・役職
	参加者氏名	所属・役職
		*事務局使用欄
1		
2		
3		
4		
5		

*お預かりした個人情報は、当法人の個人情報保護規程に基づき、安全かつ適正に管理させていただきます

*当法人よりメールにて新着情報案内をさせていただきます。ご不要の方はチェックしてください

■ 参加費（1名様分、資料代・昼食代含む）

経団連会員：48,600円（45,000円+消費税3,600円）※経団連団体会員の会員を含む

一般：59,400円（55,000円+消費税4,400円）

■ お申込みについて

- ・本参加申込書を**7月18日(水)まで**にファクシミリ（03-6741-0052）にてご送付ください
*当法人ホームページからもお申込みいただくことができます
- ・定員（380名）になり次第、締め切らせていただきますので、ご了承ください
- ・受付後、「参加証」と「請求書」をお送りいたしますので、参加費をお振込みください（振込手数料はご負担ください）
- ・7月19日（木）以降のキャンセル、当日のご欠席は、参加費全額を申し受けます（当日の資料を後日送付いたします）

■ お申込み・お問合せ先

経団連事業サービス 研修グループ TEL03-6741-0042 / FAX03-6741-0052

<http://www.keidanren-jigyoservice.or.jp/>